

町民の声 3000万円 弁償で 告訴せず に 済ませる のか？ ！ ”

議会全員協議会の開催を

早期告訴、真相解明を

…行政監視 = 議会の役割果たすとき…

議員有志の6人(西川、野瀬、山田裕康、山田 充、岡田、西澤)は10月12日、木村修議長に対し公金横領事件の早期告訴に向け、当局の見解をただすため、議会全員協議会を開催するよう要請書を提出しました。

町民からは、「税金を着服した職員に刑事罰を受けさせなくて、町職員が『町民奉仕』の規律を保つことができるはずがない！」など怒りの声が寄せられます。

要請書の全文を紹介します(小見出しは編集者)。

議会全員協議会 開催要請書

1、本年1月、本町職員(当時)Kによる公金横領事件の発覚以来、町は「告訴する方針に変わりない」と言いながら、未だに町長は告訴もせず、容疑者が特定されているにもかかわらず、警察が逮捕もしない異常事態は一刻も放置することはできません。当事件に対する町民の関心は依然として高いものがあります。税金類の収納、および

管理業務は行政事務の中でも最重要部門であることは改めて強調するまでもありません。その税金収納・管理部署での横領事件だからこそ、未だ解決しない当局に対する不信は想像を超えるものがあると考えます。

いつになったら…

2、9月定例会における一般質問等を通じて、本件「告訴」に対する町当局の公式対応は「告訴の時期は特定できない」「9月末では無理、3か月、4か月はかかるかと思う」など、努力目標

期限さえ、示すことがありませんでした。

ところが、北川町長は、9月定例会閉会あいさつで、本件告訴は、「今年末までにはできるようにしたい」などと表明されました。議会としては、双方の矛盾する見解の真意をただすことが不可欠だと考えます。

明確な証拠から

3、また、一般質問で「調査している」と繰り返し答弁しているが、何を調査しているのか明らかにされていません。一般的に容疑の裏付け証明は、告訴人側も犯罪を「思料」する根拠となる証拠を保全する必要がありますが、告訴・告発後、司直の指揮によって行われるべきものです。事件発覚から、すでに9か月が経過しており、現時点で掌握した明確な証拠をもとに告訴手続きを速やかにお

こなうべきではありませんか。

第三者調査委員会を

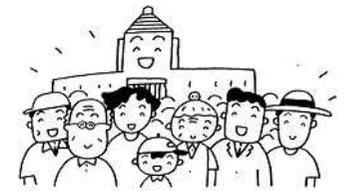
4、元職員Kの犯行は言うまでもありませんが、犯行当時、および、それ以前の収納事務の流れ、実態(町民の納付から会計金庫に入金まで)はどうだったのか、フロー解説資料などの提出を求め、検証する責務が議会にあると考えます。合わせて議会が決議した「弁護士などを含む第三者の調査委員会」の設置を強く求める必要があります。

前課長の監督放棄

5、去る8月4日に開かれた総務民生常任委員会において、Kの犯行をなぜ見抜くことが出来なかったかの議員の質問に、上田参事は、「それぞれの職員の善意・良心に依拠する、いわゆる善管主義にもとづいており、見抜くこ

とができなかった」との趣旨の返答をしていました。これは、行政事務が法令・規則に基づき運営されるものという基本的原則をまったく無視した発言です。このようなデタラメな発言を放置することはできません。この上田氏を税務課の課長に配属し、事件後は「参事」という重要ポストにつけた北川町長の任命責任と認識も改めて問わねばなりません。

以上の理由から、議会全員全協を速やかに開催されるよう要請するものです。なお、その開催期限を11月1日までとして調整していただきますようお願い致します。



甲良民報

2016年10月23日 682号
発行責任：日本共産党甲良町議員
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。

くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123 松元たけし 38 3875

日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】